平成２１年（再ロ）第８７号

大阪府東大阪市玉串町西２丁目３番５号
再生債務者　木田　浩司
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月19日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年12月24日まで
平成21年11月25日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１号

大分県佐伯市大字護江327番地
再生債務者　木原　重治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年11月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月24日　大分地方裁判所佐伯支部

平成２１年（再ロ）第１２号

埼玉県北葛飾郡栗橋町東４丁目10番40―９号
再生債務者　久保　幸治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年11月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月25日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第１８号

青森市大字新城字平岡109番地447
再生債務者　髙橋　正利
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年11月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月25日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再ロ）第４号

盛岡市桜台１丁目28番11号
再生債務者　堀江　健司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年11月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月20日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（再ロ）第７号

新潟県長岡市柿町462番地11
再生債務者　青柳　裕介
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年11月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月25日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２１年（再ロ）第３号

鹿児島県肝属郡肝付町宮下435番地３
再生債務者　恒吉　竜弥
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年11月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月25日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

平成２１年（再ロ）第３号

兵庫県明石市魚住町清水2756番地の73
再生債務者　氏平　定男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年11月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月25日
神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２１年（再ロ）第１０号

兵庫県加古郡稲美町加古3248番地の８
再生債務者　前田　実
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。
平成21年11月25日　神戸地方裁判所姫路支部

会社その他の公告

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社金川屋とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十一年十二月三日
埼玉県鳩ヶ谷市坂下町１丁目１番五号
合資会社金川屋
代表社員　山崎　晄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年１月十１日であり、組織変更後の商号は株式会社１心舎とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十１年十二月三日
愛知県碧南市天王町三丁目１三七番地
合資会社１心舎印刷所
代表社員　岡本　彰人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し三百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十１年十二月三日
岩手県盛岡市南仙北二丁目１五番四二号
有限会社ワンテック
取締役　村里　春雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を１六〇〇万円減少し八〇〇万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十１年十二月三日
東京都杉並区今川三丁目三番四号
有限会社オソノイ
代表取締役　志村　豊

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し八百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十１年十二月三日
愛媛県伊予市上三谷甲一五四二番地五
有限会社鳳英
代表取締役　武智　英明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十１年十二月三日
熊本市貢町五七一番地１五
杉ビジネスサポート有限会社
代表取締役　杉　武男

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千七百六十五万円、資本準備金の額を四十四億七千五万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十１年七月七日
掲載頁　一二〇頁（号外第１四三号）
平成二十１年十二月三日
東京都港区赤坂五丁目二番二〇号
エルネット株式会社
代表取締役　梅田　正太

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億１千四百万円、資本準備金の額を１億１千二百二十六万六千六百七十三円減少し、それぞれ九千万円、１億八千百十三万七千百二十四円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十二年１月五日であり、株主総会の決議は、平成二十１年十１月二十六日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十１年四月二十七日
掲載頁　九十四頁（号外第九十号）
平成二十１年十二月三日
東京都港区赤坂三丁目二一番１七号ＡＳＫ赤坂ビル四階
株式会社ルナサンズ
代表取締役　宍戸　路子

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十１年十二月二十１日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年１月十四日開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十１年十二月三日
埼玉県さいたま市岩槻区本町三丁目１番一号
岩槻都市振興株式会社
代表取締役　髙塚　光雄